

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係 新旧対照表

現行	改正案
<p>12 電子債権記録機関関係</p> <p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法により、地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</u></p> <p><u>しかし、電子債権記録業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① <u>東海地震の地震防災対策強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応について</u></p> <p>イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、電子債権記録機関において、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。</p>	<p>12 電子債権記録機関関係</p> <p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u></p> <p><u>ただし、電子債権記録業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① <u>事前避難対象地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の巨大地震警戒発表時における対応について</u></p> <p>イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、電子債権記録機関において、本店その他の営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。</p>

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係 新旧対照表

現行	改正案
<p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>警戒宣言が発せられた</u>場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、電子債権記録機関において、営業所での営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>ニ. その他</p> <p> i) <u>警戒宣言</u>が解除された場合には、電子債権記録機関において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p> ii) (略)</p> <p>② <u>当該強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応</u>について</p> <p> 電子債権記録機関において、<u>地震防災対策強化地域内</u>の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった<u>当該強化地域外</u>の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>巨大地震警戒が発表された</u>場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、電子債権記録機関において、<u>本店その他の営業所</u>での営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>ニ. その他</p> <p> i) <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置</u>が解除された場合には、電子債権記録機関において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p> ii) (略)</p> <p>② <u>事前避難対象地域外に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の巨大地震警戒発表時における対応</u>について</p> <p> 電子債権記録機関において、<u>事前避難対象地域内</u>の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった<u>事前避難対象地域外</u>の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>